

平成26年度における個人住民税の主な改正について(お知らせ)

■個人住民税均等割税率の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第76号)」が、平成23年12月2日に公布(同日施行)され、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が、各年度1,000円の増額となります。

このことにより、平成26年度からの個人住民税(町・県民税)の均等割額は、年額5,000円となります。

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から平成35年度まで)
県民税	1,000円	1,500円
町民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

■給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の定額とすることとされました。

(改正前)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円以上	A×95%－170万円

(改正後)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円以上 1,500万円未満	A×95%－170万円
1,500万円以上	A－245万円

■公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の住民税申告手続きの簡素化について

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出は不要になりました。ただし、年金保険者(特別徴収義務者)に提出する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦(寡夫)」の控除は適用されません。控除の適用にあたっては、確定申告または住民税申告が必要となります。

【お問い合わせ】 税務課 住民税班 ☎889-4413

■償却資産申告書の提出期限は1月31日(金)です

◆「償却資産」とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産です。平成26年1月1日現在、南風原町内で事業を営み、償却資産を所有されている法人または個人が対象です。(町内に事業用として貸付している資産をお持ちの法人・個人も対象)

構築物	受・変電施設、舗装路面、庭園、門、広告設備、建物附属設備、内装、煙突、野外給水設備など
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備など
船舶	ボート、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	貨車、客車、トラック、大型特殊自動車など
工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療器具、測定工具、ルームエアコン、レジスター、自動販売機など

※次の資産も申告が必要です。

- 遊休、未稼働のものであっても平成26年1月1日現在、使用できる状況のもの
- 複利厚生用の用に供するもの
- 改良費(新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取扱います)
- 家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

☆申告の手引き、申告用紙は税務課に用意しています。郵送のご希望がある場合はご連絡ください。

【お問い合わせ】
税務課 資産税班 ☎889-4413

2月6日から各字公民館および自治会集会所で申告受付が始まります。

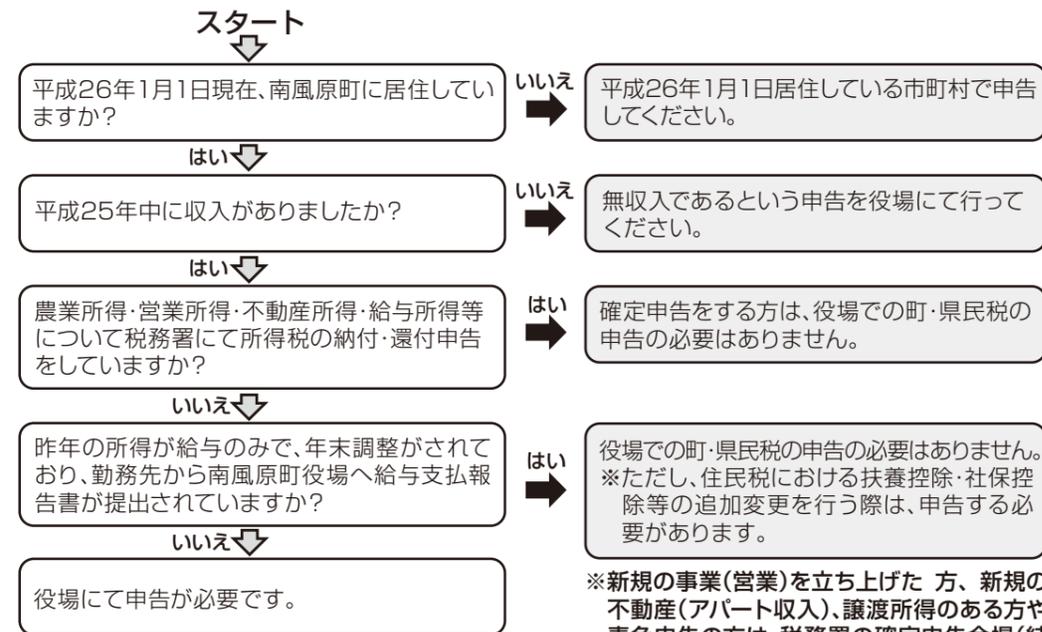
日程	区・自治会	受付時間	会場
2月6日(木)	神里	9:00~11:00	神里構造改善センター
	照屋	13:30~15:30	照屋農村コミュニティセンター
2月7日(金)	大名・北丘ハイツ	9:00~11:00	大名公民館
	新川・東新川	13:30~15:30	新川コミュニティセンター
2月10日(月)	与那覇	9:00~11:00	与那覇コミュニティセンター
	宮城	13:30~15:30	宮城構造改善センター
2月12日(水)	喜屋武	9:00~11:00	喜屋武集落センター
	山川	13:30~15:30	山川集落センター
2月13日(木)	津嘉山	9:00~11:30	津嘉山公民館
		13:00~16:00	
2月14日(金)	宮平・慶原	9:00~11:30	宮平公民館
		13:00~16:00	
2月17日(月)	第一団地・第二団地	9:00~11:30	南風原町役場町民ホール
	兼本ハイツ・宮平ハイツ	13:30~16:30	
2月18日(火)	兼城・本部	9:00~11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30~16:30	
2月19日~3月17日 ※土日祝日除く	町内全域	9:00~11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30~16:30	

◎申告期間は3月17日まで。終盤はたいへん混み合います。お早めの申告をお願いします。

申告受付停止期間 3月18日(火)~4月30日(水)

◆申告が必要かどうかチェックしましょう

- ※申告に必要な物・・・(イ)印鑑 (ロ)源泉徴収票もしくは給与収入証明書、収支明細書、その他帳簿類
- (ハ)社会保険料や生命保険料支払証明書などの所得控除用証明書



【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413

税務署からのお知らせ

①「確定申告会場」について

「浦添市産業振興センター・結の街」浦添市勢理客4-13-1(国立劇場おきなわ向かい)に確定申告会場を設置します。

●設置期間/2月17日(月)~3月17日(月)

※日曜日対応を実施する日

2月23日(日)および3月2日(日)

※那覇税務署・北那覇税務署には、「確定申告会場」は設置していませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】 那覇税務署 個人課税第1部門 ☎867-3101(代表)

②e-tax(国税電子申告・納税システム)

登録すると、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、たいへん便利です。申告書データは、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

http://www.nta.go.jp

財団法人 沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

特定健診を受診しましょう!

特定健診を人間ドックに切り替えて受診することが出来ます。



*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ 098-889-6792

